目 次

袋井市地	也域福祉推進計画の構成・・・・・・・・・・・1
第1章	計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・2
1	計画策定・見直しの趣旨
2	計画の位置づけ
3	計画期間
4	計画の策定体制
第2章	袋井市の地域福祉を取り巻く現状 ・・・・・・・・ 8
1	人口等の現状
2	対象者別の状況
3	市民意識調査等の結果からの状況
4	市の地域福祉を取り巻く現状のまとめ
第3章	前計画の評価と課題・・・・・・・・・・・・・ 24
1	前計画 (平成 23~27 年度) の達成状況
第 4章	計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・ 34
1	基本理念
2	基本目標
3	計画の体系
4	重点的に取り組んでいくテーマ
第5章 1 2 3	施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第6章 1 2 3	計画の推進 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
参 考 資料 1 2 3 4	斗····································

【袋井市地域福祉推進計画の構成】

第1章では、本計画の策定・見直しの意義や背景、他の計画との関係性や期間について説明しています。

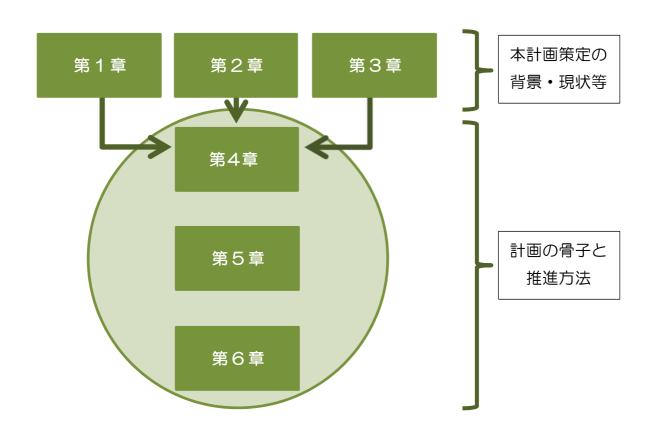
第2章では、袋井市の人口や世帯数の動き、福祉サービスを必要とする方々の人数などの数値をグラフとして表示しています。また、本計画策定のために実施した市民意識調査の結果とあわせて、袋井市の地域福祉を取り巻く現状と今後の留意すべき点などについて説明しています。

第3章では、様々な指標の数値をもとに、前計画の基本目標や重点テーマごとの評価、 今後の課題について記載しています。

第4章では、現状や課題などを踏まえ、本計画の理念、目標、体系及び重点的に取り 組んでいくテーマを説明しています。

第5章では、計画の体系に基づき、基本施策ごとの目指す方向性や具体的な取り組みについて記述しています。

第6章では、本計画の進め方を記載しています。



本文中に「※」がついている用語は巻末に解説があります。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定・見直しの趣旨

袋井市では、社会福祉法に基づき、平成 18 年 3 月に「ふれあい・支え合い みんなで創ろう 福祉の輪」を基本理念とする『袋井市地域福祉計画』を策定 し、市民や関係団体との協働による地域福祉活動の充実に努めてきました。

一方、袋井市社会福祉協議会でも、行政計画である地域福祉計画と基本理念を同じくした『袋井市地域福祉活動計画』を策定し、地域住民主体の福祉活動や事業を計画的、組織的に展開してきました。

平成 23 年には袋井市と袋井市社会福祉協議会は、より効果的に福祉の実現を図る計画とするため『袋井市地域福祉計画』と『袋井市地域福祉活動計画』とを一本化し、新たに『袋井市地域福祉推進計画』を策定しました。

この『袋井市地域福祉推進計画』は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5か年を計画期間としましたが、この間、地域福祉を取り巻く状況は大きく変 化しました。例えば、少子化・高齢化や晩婚化・未婚化の進行、高齢者の増加 による介護ニーズの増加、複合的な背景から生活に困窮する世帯の増加などの 現代的な課題が多く顕在化してきました。

こうした社会環境の変化に応じて、法律についても多くの改正が行われました。

高齢者関連では、平成27年4月の『介護保険法』の改正により、高齢者を対象とする介護サービスについて、高齢者が可能な限り地域で自立した生活を営めるよう、保健・医療・介護・福祉が一体的に提供される『地域包括ケアシステム[※]』の実現に向けた取組みを進めることとされました。

障がい者関連では、平成 25 年 4 月に障害者自立支援法が『障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)』に改正され、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保や地域社会における共生、社会的障壁の除去に向けた障がい福祉サービスの充実、障がい者の定義に難病等が追加されました。

子ども・子育て関連では、子ども・子育て支援法の制定や認定こども園法が改正され、平成27年4月から『子ども・子育て支援新制度』がスタートし、認定こども園や幼稚園、保育所を通じた共通の給付、地域の実情に応じた子ども・子育て支援などの取り組みを進めることとなりました。

また、平成27年4月の『生活困窮者*自立支援法』施行により、生活困窮者を対象とした自立支援制度が始まり、生活保護に至っていない生活困窮世帯に対するセーフティネット*を拡充するため、相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給などが開始されています。

こうした全国的な動きがある一方、地域における多様な課題も生まれています。例えば、環境対策や災害対策といった課題は、公的サービスだけで対応することが困難です。東日本大震災では災害発生時の避難行動にあたって公的サービスだけではなく、地域住民同士のつながりや助け合いが大きな力を発揮しました。本市でも、南海トラフ巨大地震*による甚大な被害が想定されることから、住民同士のつながりが重要なものとなっています。

さらに、地域社会の少子化・高齢化が進むことに加えて単身世帯が増加していくことにより、地域社会から孤立している人も増えていくことが予想されます。このような状況で、地域における身近な生活課題に対応するためには、住み慣れた地域における住民相互の「新たな支え合い」による「地域力」を、より一層高めていくことが望まれています。

平成 28 年度から 10 年間のまちづくりを示す『第2次袋井市総合計画』で示されている「まちの将来像:活力と創造で 未来を先取る 日本一健康文化都市」を実現するためには、様々な生活課題を地域全体で取り組む相互の支え合い・助け合いの仕組みづくりが重要です。加えて、福祉サービスの充実と利用しやすい環境づくりなど、住民と行政が協働・連携して地域福祉の向上に取り組み、地域福祉の総合的な推進をさらに進めていく必要があります。

こうした背景から、袋井市と袋井市社会福祉協議会では、地域の意見やこれまでの計画の評価、社会の潮流などを反映させながら、平成 28 年度からの 5 年間を計画期間とする本市の地域福祉の方向性と具体化方策を示し、『袋井市地域福祉推進計画』を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、前述のとおり『地域福祉計画』と『地域福祉活動計画』の2つの側面を持ちます。地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げる中、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完、補強しあいながら、車の両輪となって地域福祉を進展させていくものであり、袋井市と袋井市社会福祉協議会では2つの計画を一つの計画として『袋井市地域福祉推進計画』を策定しています。

社会福祉法第107条に基づく『市町村地域福祉計画』としての役割は、同法第4条の「地域住民等は、相互に協力して、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されています。地域福祉を効果的に推進するため、市民、関係機関、福祉サービス事業者と行政が一体となって、「高齢者」「障がい者」「児童(子育て)」など分野ごとの『縦割り』ではなく、地域の様々な生活課題を解決していく仕組みをつくっていくという視点で課題を整理しています。

【その他地域福祉計画に盛り込むことが求められる事項】

〇 要配慮者の支援 (避難行動要支援者)

平成 19 年 8 月に、厚生労働省から「要援護者の支援方針について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が通知され、市町村地域福祉計画に要援護者の把握や情報共有等に関する事項を盛り込むことが示されています。

また、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿(避難行動要支援者名簿)の作成を義務付けること等が規定されました。この改正を受け、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月)が策定・公表されています。

【計画に盛り込むべき具体的な内容】

- ・要配慮者の把握に関する事項
- 要配慮者情報の共有に関する事項
- ・要配慮者の支援に関する事項

〇 生活困窮者の支援

平成 26 年3月に「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が厚生労働省より通知され、市町村地域福祉計画に生活困窮者の自立支援方策を盛り込む事が求められています。

【計画に盛り込むべき具体的な内容】

- 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
- ・生活困窮者の把握等に関する事項
- ・生活困窮者の自立支援に関する事項

【参考】 社会福祉法(抜粋)

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う 者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として 日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる ように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 地域福祉活動計画としての役割 ● ● ●

本計画は、『地域福祉活動計画』としての側面も併せ持っています。

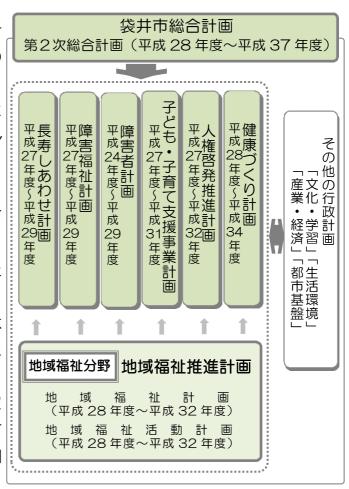
地域福祉活動計画は、地域住民 と地域福祉の担い手であるボラン ティア、NPO法人*等の民間団体 が自主的・自発的に取り組む活 動・行動を示す具体的な計画とし て位置づけられています。このた め、本計画では行政のみならず社 会福祉協議会、市民・地域の取り 組みなども掲載しています。こう した本計画の構成は右図のように 表せます。



(3) 分野別計画・関連計画との関係 ●

地域福祉推進計画は、第2次総合計画(平成28年度~平成37年度)の政策体系を踏まえる形で整合性を図り、身近な地域で地域福祉を推進することで総合計画の目標を実現するものとして策定しました。

『長寿しあわせ計画』、『障害福祉計画』、『障害者計画』、『子ども・子育て支援事業計画』『人権啓発推進計画』『健康づくり計画』など市が策定した各種の個別計画等が分野ごとの将来像を示しているのに対して、本計画は『地域』の生活課題を解決していくことを目的としている点で趣を異にしていますが、事業や課題の捉え方などにおいて統一した視点を持って策定することで他の計画との整合・連携を図るものです。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 28 年度 (2016 年度) から平成 32 年度 (2020年度) までの5年間とします。

なお、国の福祉制度などの変更や、市民ニーズ、社会情勢の変化などに対応 するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
					見直し					見直し
		袋井市	地域福祉推	進計画			袋井市	地域福祉推	進計画	
ı			· 共市地域	福祉計画))		(第3次	设井市地域 中市地域福祉	冨祉計画)	,
		(3) 2 3(4()	1 112-23 (2)	±/13/3/11 ii	,		· # 0 久极)	1 113 25 25 181		

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、福祉サービスを利用している方の代表者、地域活動団体の代表者、有識者等で構成する「袋井市地域福祉推進計画策定委員会」において、審議、検討を行いました。

また、各公民館等での地域福祉懇談会の実施、地域福祉関係団体(社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体など)との意見交換、一般市民を対象とした地域福祉に関するアンケート調査、パブリックコメント*による計画案に対する意見募集などを行い、多くの住民の方の声や考えを反映しました。

第2章 袋井市の地域福祉を取り巻く現状

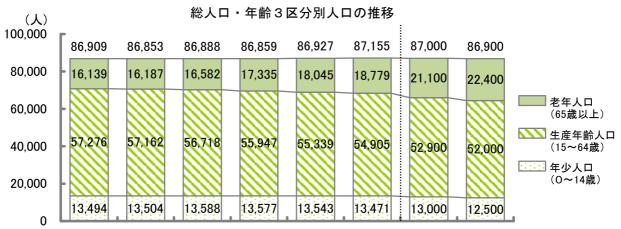
1 人口等の現状

(1)年齢3区分別人口の推移 • • • •

本市の総人口は、平成 27 年で 87,155 人となっています。平成 22 年以降 の推移をみると、若干の増減はあるものの、概ね横ばいとなっています。

しかし、年齢3区分でみると、年少人口は横ばい、生産年齢人口は減少し、 その一方、老年人口が毎年着実に増加し続けています。

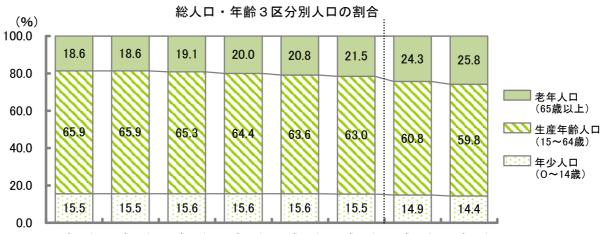
今後も同様の傾向が続き、総人口の変動がおだやかな中で、老年人口の増加が予想されています。



平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成32年 平成37年

資料:住民基本台帳人口(各年4月1日現在)平成32年以降は推計値

年齢3区分別人口の推移は、老年人口(65歳以上)の占める割合が継続的に増加しています。また、年少人口(0~14歳)の占める割合は横ばいとなっています。生産年齢人口(15~64歳)の占める割合のみが減少している傾向にあります。

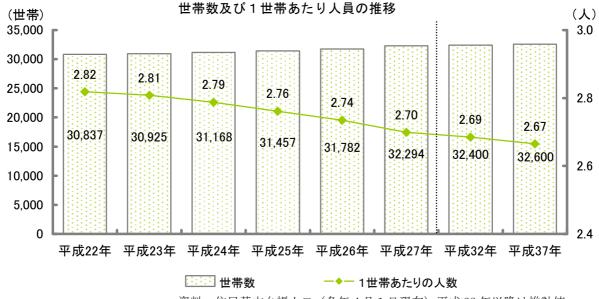


平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成32年 平成37年

資料:住民基本台帳人口(各年4月1日現在)平成32年以降は推計値

(2)世帯数及び1世帯あたり人員の推移 • • • • • • • •

本市の世帯数は、緩やかな増加を続けており、平成 27 年には 32,294 世帯 となっています。一方、1 世帯あたり人員は減少傾向にあり、平成 27 年には 1 世帯あたり 2.70 人となっています。



資料:住民基本台帳人口(各年4月1日現在)平成32年以降は推計値

(3) 自然動態人口*(出生・死亡)の推移 ● ● ●

本市の自然動態人口は、出生数が死亡数を上回る傾向にあり、出生数が横ばいであるのに対して、死亡数は増加傾向にあります。



出生数

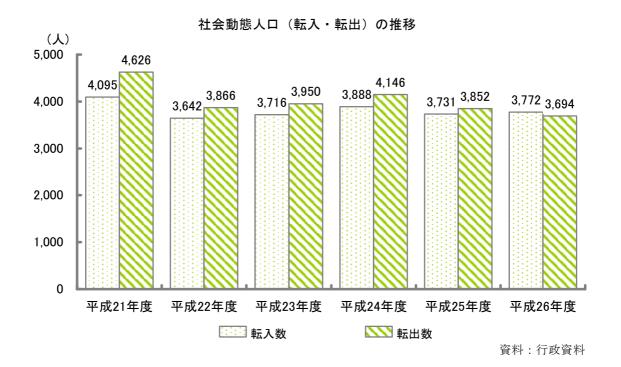
自然動態人口(出生・死亡)の推移

資料:行政資料

死亡数

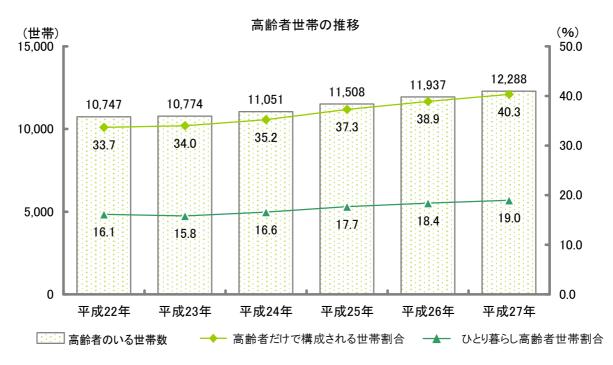
(4) 社会動態人口*(転入・転出)の推移 ● ● ●

社会動態人口は、転出が転入を上回る傾向が続いていましたが、平成 26 年度は逆転しました。



(5) 高齢者世帯数の推移 ● ●

高齢者のいる世帯数は年々増加しており、平成 27 年には 12,288 世帯となっています。その中で、高齢者だけで構成される世帯、ひとり暮らし高齢者世帯の占める割合はともに増加しています。

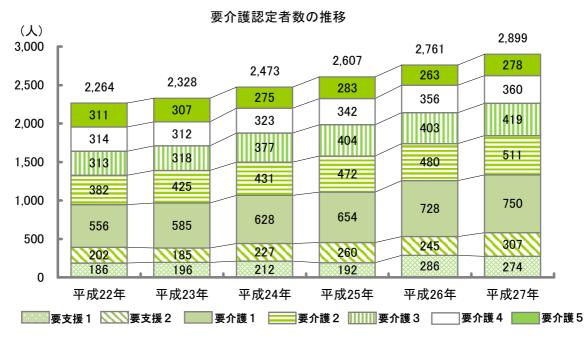


資料:行政資料(各年4月1日現在)

2 対象者別の状況

(1)要介護認定者数の推移 ● ● ● ●

要介護認定者数は増加しており、平成 27 年には 2,899 人となり、要支援の方の割合も年々高まってきています。高齢化率は県平均よりも低いものの、認定率はやや高くなっている状況にあります。



資料:行政資料(各年4月1日現在)

(2) 障害者手帳所持者数の推移 ● ● ● ●

障害者手帳所持者数は3障がいとも増加しており、平成27年には3,544人となっています。



資料: 行政資料(各年4月1日現在)

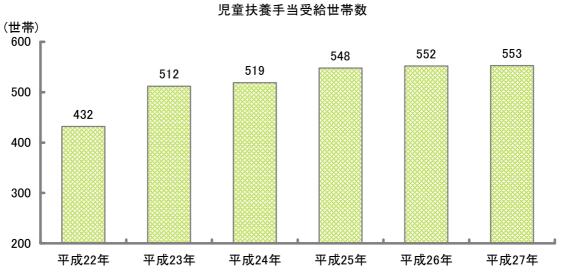
(3) 保育所・幼稚園の入所児童数の推移 ● ● ● ●

保育所・幼稚園の入所児童数は、微増傾向となっており、平成 27 年には 3,218 人となっています。幼稚園(公立)は減少傾向ですが、保育園は増加傾 向となっています。核家族化の進行、共働き世帯の増加に伴って子育て支援へのニーズが変化していることに配慮が必要です。



(4)ひとり親家庭等の増加 ●

ひとり親家庭等を対象とする児童扶養手当の受給世帯数は、継続して増加傾向にあり、平成22年度に432世帯であったものが、平成27年度には553世帯となっています。これは、経済的な困難に直面しているひとり親家庭等が増加していることを示しています。

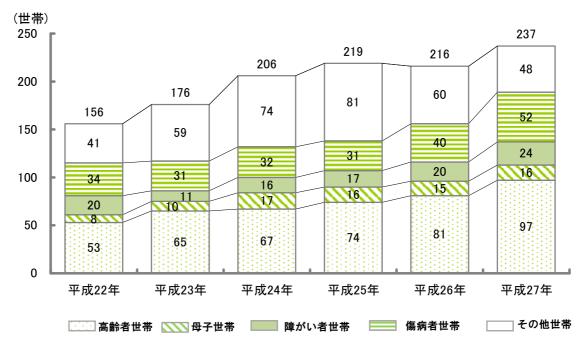


資料:行政資料(各年4月1日現在)

(5) 生活保護世帯の増加 • • • • • • •

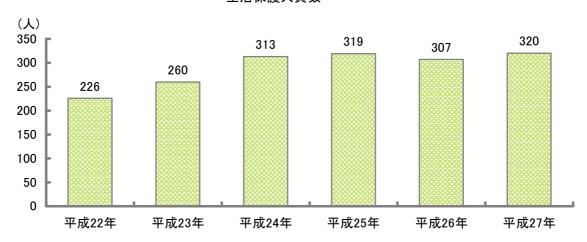
生活保護は、平成 20 年度のリーマンショック*以降、被保護世帯、被保護人員ともに増加傾向で推移しており、平成 27 年には 237 世帯、320 人となっています。また、世帯類型別では、高齢者世帯の増加がもっとも顕著であり、高齢化の進行とともに生活困窮となる高齢者の増加が懸念されます。

世帯類型別生活保護世帯数



資料:行政資料(各年4月1日現在)

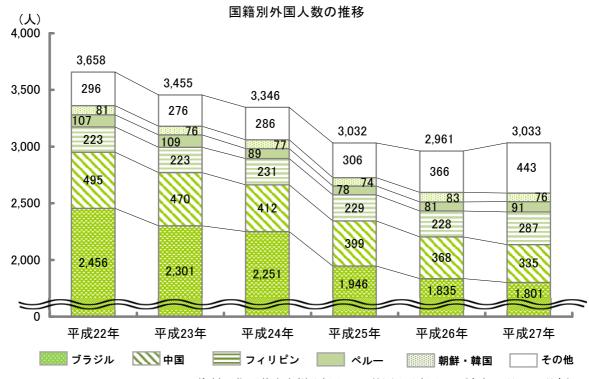
生活保護人員数



資料:行政資料(各年4月1日現在)

(6) 国籍別外国人数の推移 ● ● ● ● ● ●

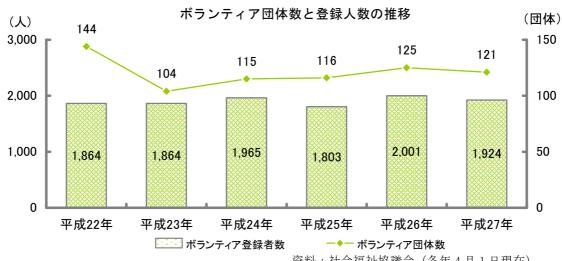
国籍別外国人数は、平成 22 年から減少傾向となっており、平成 27 年には 3.033 人となっています。中でも、ブラジル人が著しく減少しており、平成 27年には1,801人となっています。



資料:住民基本台帳登録人口、外国人登録人口(各年4月1日現在)

(7) ボランティア団体数と登録人数の推移 ● ● ● ● ●

社会福祉協議会に登録しているボランティア登録者数は、増減を繰り返しな がら推移しており、平成 27 年で 1,924 人となっています。ボランティア団 体数は近年、増加傾向で推移しています。各団体を構成しているボランティア の高齢化や、役員のなり手不足などの課題も顕在化しており、団体への支援と ともに、人材の発掘、育成への支援が必要となっています。



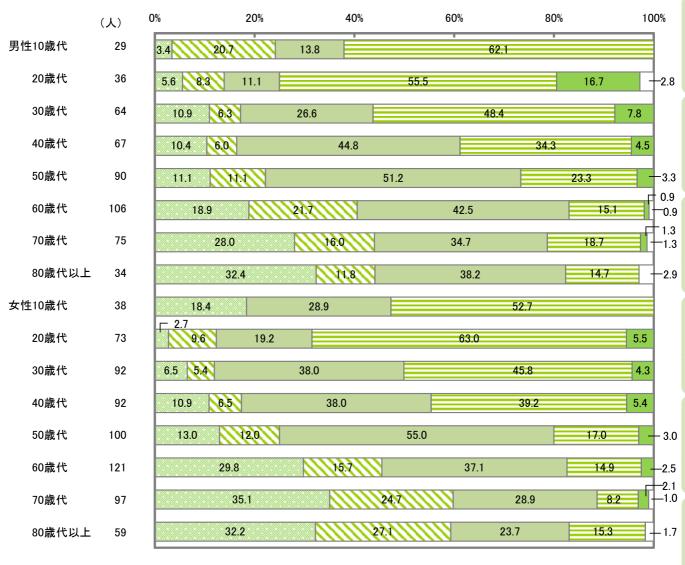
資料:社会福祉協議会(各年4月1日現在)

3 市民意識調査等の結果からの状況

(1) 近所づきあいの程度 ● ● ●

近所づきあいの程度は、30 歳代以下は男女ともに「付き合いはほとんどない」「全く付き合いがない」が半数以上となっており、特に 20 歳代は 7 割以上となっています。また、いずれの地区も「付き合いがほとんどない」が 3 割程度となっています。

近所づきあいの程度(性別年代別)



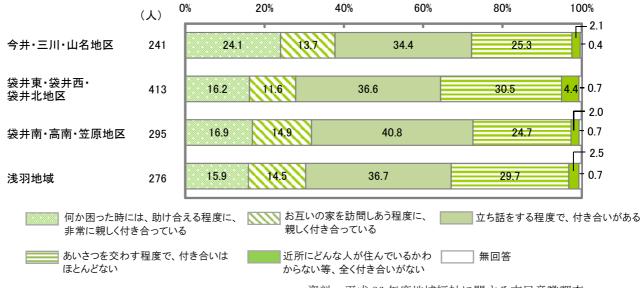
何か困った時には、助け合える程 度に、非常に親しく付き合っている お互いの家を訪問しあう程度に、 親しく付き合っている 立ち話をする程度で、付き合い がある

あいさつを交わす程度で、付き合 いはほとんどない 近所にどんな人が住んでいるかわ からない等、全く付き合いがない

コ 無回答

資料:平成26年度地域福祉に関する市民意識調査

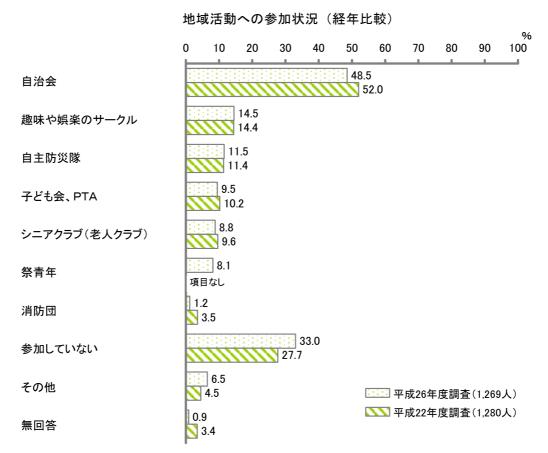
近所づきあいの程度 (居住地区別)



資料:平成26年度地域福祉に関する市民意識調査

(2) 地域活動への参加状況 ● ● ● ● ●

地域活動への参加状況は、「参加していない」が増加していることに加えて、 「自治会」への参加率が前回よりも下がっています。

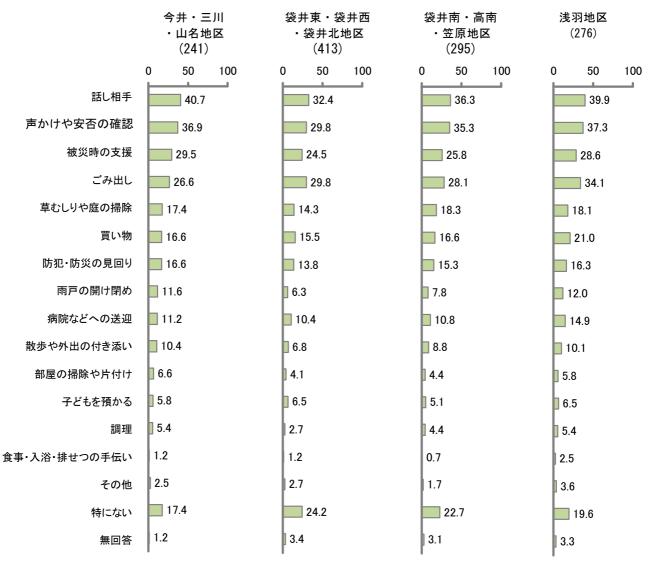


資料:平成26年度・平成22年度地域福祉に関する市民意識調査

(3) 地域や地域の人々のためにできること。 • • • • • • • • • • •

地域や地域の人々のためにできることでは、すべての地区で「話し相手」、「声かけや安否の確認」など、日頃の近所づきあいの中で気軽にできることが多く挙げられています。また、「被災時の支援」、「防犯・防災の見回り」等、地域が一体となって取り組むべき事柄も多く挙げられています。

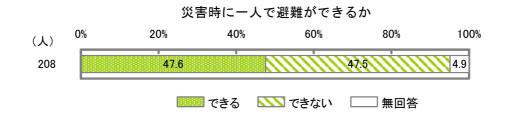
地域や地域の人々のためにできること (居住地区別)



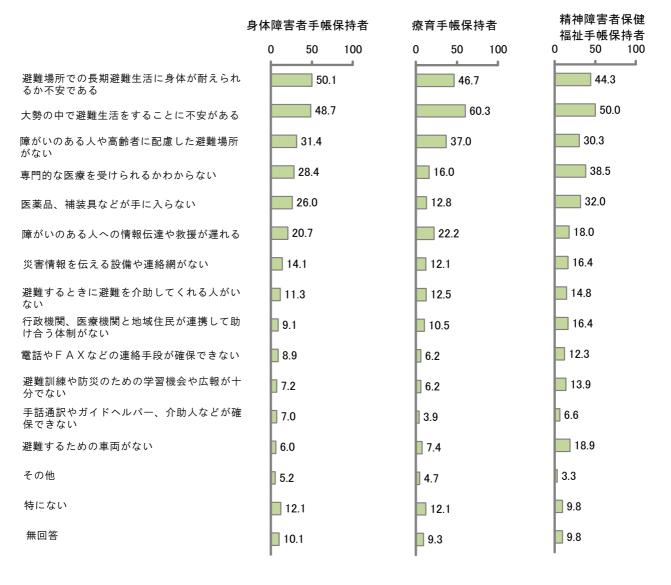
資料: 平成26年度地域福祉に関する市民意識調査

(4) 障がい者の災害時の避難について(4) 障がい者の災害時の避難について

災害時に一人で避難できるかでは、「できる」(47.6%)と「できない」(47.5%)が同程度となっています。また、災害を想定した場合に不安なことでは、身体障害者手帳*、療育手帳*、精神障害者保健福祉手帳*保持者ともに「大勢の中で避難生活をすることに不安がある」、「避難場所での長期避難生活に身体が耐えられるか不安である」の割合が高くなっています。



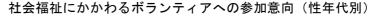
災害時を想定した場合に不安なこと

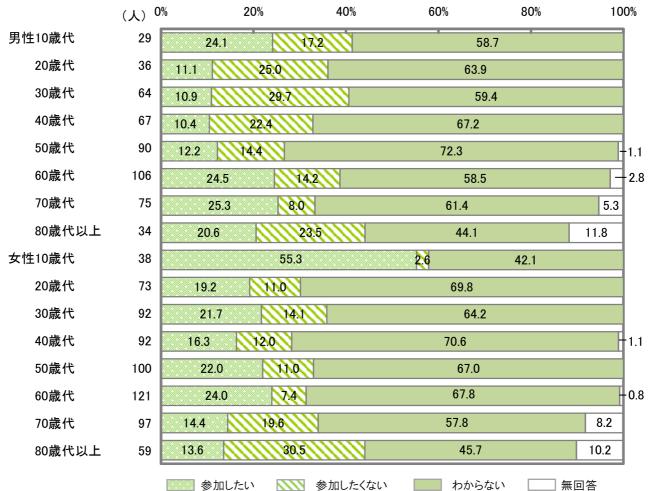


資料:平成24年度袋井市第2次障害者計画策定のためのアンケート

「無回答

(5)社会福祉にかかわるボランティアへの参加意向 ● ● ボランティアへの参加意向は、特に10歳代の女性で高い傾向にあります。



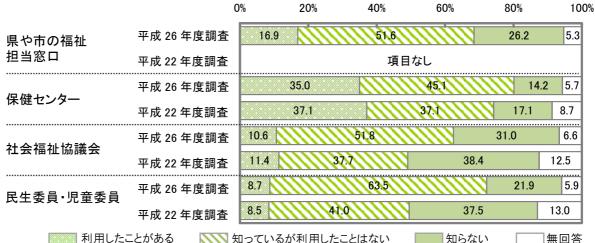


資料:平成26年度地域福祉に関する市民意識調査

(6) 福祉全般について •

福祉サービスの認知度は、「社会福祉協議会」「民生委員・児童委員」につい て認知している人の割合が高くなっています。

福祉サービスの認知度



利用したことがある

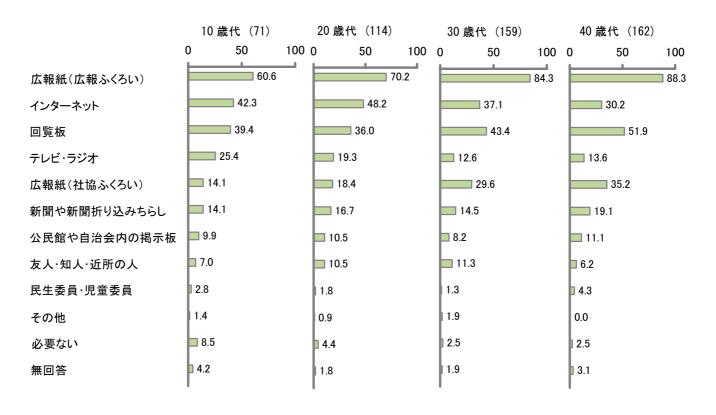
知っているが利用したことはない 資料: 平成 26 年度・平成 22 年度地域福祉に関する市民意識調査

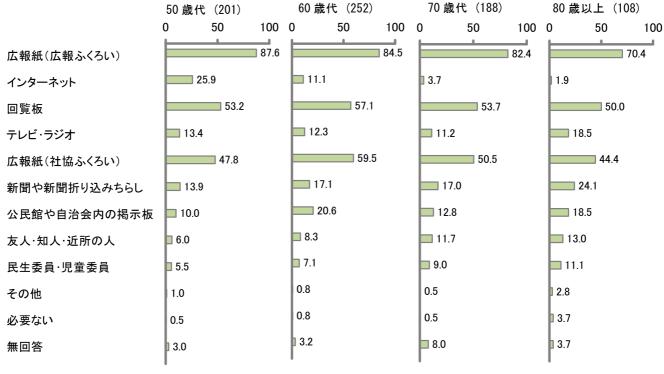
19

(7) 社会福祉に関する情報の入手手段 • • • • • • •

社会福祉に関する情報の入手手段では、各年代ともに「広報紙」「回覧板」からの割合が高く、50歳代以下では「インターネット」、60歳代以上は「公民館や自治会内の掲示板」からの割合が高くなる傾向にあります。

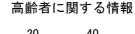
社会福祉に関する情報の入手手段(年代別)

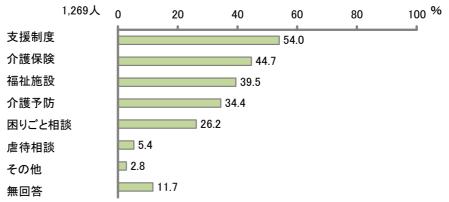






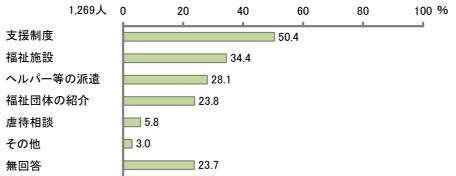
必要とする情報は、高齢者に関する情報、障がい者に関する情報、児童及び 子育てに関する情報の全てで「支援制度」の割合が高くなっています。





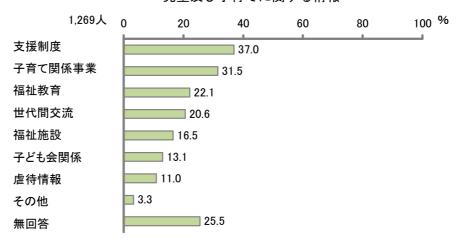
資料:平成26年度地域福祉に関する市民意識調査

障がい者に関する情報



資料:平成26年度地域福祉に関する市民意識調査

児童及び子育てに関する情報

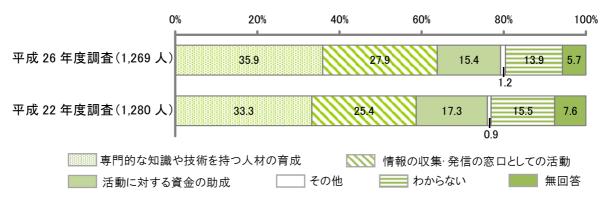


資料:平成26年度地域福祉に関する市民意識調査

(9) 地域福祉活動に対する行政の支援のあり方●●●●●●

地域福祉活動に対する行政の支援のあり方では、「専門的な知識や技術を持つ 人材の育成」、「情報の収集・発信の窓口としての活動」が高くなり、「活動に対 する資金の助成」については減少しています。

地域福祉活動に対する行政の支援のあり方 (経年比較)

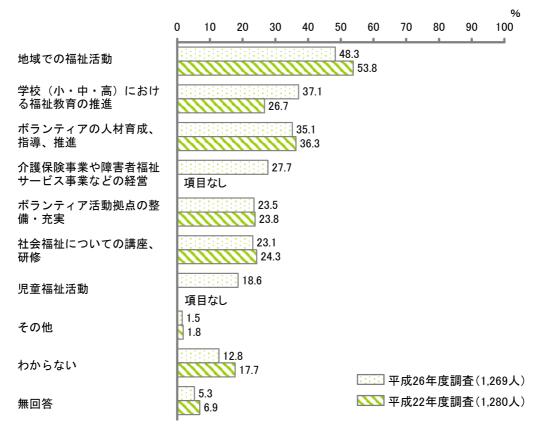


資料:平成26年度・平成22年度地域福祉に関する市民意識調査

(10) 社会福祉協議会が力を入れるべきこと • • • • •

社会福祉協議会が力を入れるべきことでは、「地域での福祉活動」が約5割となっています。また、「学校における福祉教育の推進」が前回より大きく伸びています。

社会福祉協議会が力を入れるべきこと(経年比較)



資料:平成26年度・平成22年度地域福祉に関する市民意識調査

4 市の地域福祉を取り巻く現状のまとめ

(1) ふれあい・支え合いの推進 ••••••••

本市の1世帯あたりの人数は減少傾向にあり、平成22年に2.82人であったものが、平成27年には2.70人に減少し、世帯の小規模化が進んでいます。 地域住民の意識について、近所づきあいの希薄化が見られ、社会福祉協議会に登録しているボランティア登録者数は増減を繰り返しながら推移しています。 今後は、地域福祉への関心を高め、ボランティアなどの支え合いの意識を持っている人を具体的な活動に結びつけ、お互いの助け合い、支え合いを推進していくことが重要となります。

(2)地域活動の推進 ● ● ● ● ●

社会福祉協議会が力を入れるべきことでは、「地域での福祉活動」が約5割となっており、地域福祉のさらなる推進が期待されています。

ボランティア団体、各団体を構成しているボランティアの高齢化や、役員のなり手不足などの課題も顕在化しており、地域の中でのボランティアの育成は引き続き課題となります。

地域福祉を推進する社会福祉協議会や民生委員・児童委員の認知度は高まりつつありますが、さらに、市民への周知や関係機関との連携を強化していくことが必要です。

(3) 福祉ニーズの多様化 • • • • • • • • • • • • •

本市の総人口は、概ね横ばいとなっている中で高齢者人口の比率は毎年増加 を続けています。高齢者を支える中心的な世代である働きざかりの人口が減少 する中、ひとり暮らし高齢者世帯や、要介護等認定者の増加傾向がみられます。

子育て世代では、核家族化の進行、共働き世帯の増加に伴い子育て支援のニーズが変化しています。また、障害者手帳の所持者も増加傾向にあるなど、支援ニーズは多様化しています。

このため、支援を必要とする人に、適切な福祉サービスを提供することが必要です。

第3章 前計画の評価と課題

1 前計画(平成23~27年度)の達成状況

第2次計画では「みんながふれあい・支え合うまち」「地域福祉が活性化するまち」「福祉サービスが行き届いたまち」の3つの基本目標のもと、地域福祉の推進に取り組んできました。目標指標の推移や各種取り組みの実施状況から3つの基本目標の達成状況を評価しました。

(1) 基本目標 1 みんながふれあい・支え合うまち ● ● ● ● ● ●

本市の世帯数は、緩やかな増加を続けていますが、その一方、1世帯あたりの人数は減少傾向にあり、核家族化や単身世帯の増加がうかがえます。その中で、何か困った時には、お互いに助け合える程、親しく付き合っていると回答した人の割合も減少しており、近所づきあいの希薄化の傾向は続いています。

声かけ運動の登録者数は着実に増加し、また地域交流の場であるふれあい・いきいきサロンや地域の見守りネットワークなどが整備され、地域のふれあい・支え合い体制は整いつつありますが、参加者や対象者が限定・固定化されており、地域全体には浸透していないことがうかがえ、引き続き息の長い取り組みが必要です。

今後も、地域における人と人とのつながりが持てるコミュニケーションの場づくり、きっかけづくりに取り組んでいくことが必要になります。

<目標指標の達成状況>

指標	内容	当初値 (平成 21 年度)	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 27 年度)
	市民意識調査で、「何か困った時には、助け合える程度に、非常に親しく付き合っている」と回答した人の割合	19.1%	17.3%	40.0%

<取り組み指標の状況>

指標	当初値	現状値(平成 26 年度)	目標値 (平成 27 年度)	目標達成率
声掛け運動登録人数	7,931 人	9,616 人	8,500 人	113.1%
スクールガードボランティア数	1,543 人	549 人	1,572 人	34.9%
緊急通報システム機器貸与件数	230 件	286 件	380 件	75.3%
高齢者等配食サービス事業(一人あたり1日)	1 食	2 食	2 食	100.0%
ひとり暮らし高齢者訪問件数	591 件	455 件	940 件	48.4%
メール配信緊急通報システム実施箇所	15 箇所	17 箇所	17 箇所	100.0%
メール配信実施学校数	16 校	16 校	16 校	100.0%
見守りネットワーク実施箇所数	6 箇所	41 箇所	30 箇所	136.7%
ふれあい・いきいきサロン設置箇所数	71 箇所	71 箇所	90 箇所	78.9%
サロン交流会参加者数	169 人	112 人	210 人	53.3%
ファミリー・サポート・センター※育児部門会員	1,050 人	1,137 人	1,260 人	90.2%
地域福祉ネットワーク委員会開催回数	-0	2 回	2 回	100.0%
小地域活動学習講座受講者数	一人	28 人	30 人	93.3%
公民館利用者総数	428,355 人	351,042 人	430,000 人	81.6%
公民館まつり・運動会を開催する公民館数	13 館	13 館	13 館	100.0%
学校行事等に異世代が参加する学校数	16 校	16 校	16 校	100.0%
世代間交流実施園数	25 園	25 園	27 園	92.6%
放課後子ども教室 [※] 実施箇所数	6 箇所	6 箇所	7 箇所	85.7%
人権講演会の開催数	1 💷	1 🗇	1 🗇	100.0%
心を育てる子育て講座参加率	27.4%	35.4%	32.0%	110.6%
人権同和教育研修会参加学校数	15 校	16 校	16 校	100.0%
子育て家庭応援事業参加者数	一組	16 組	30 組	53.3%
公会堂健康教室の開催回数	131 回	110 回	156 回	70.5%
健康づくり食生活推進員数	162 人	168 人	180 人	93.3%
市内総合型地域スポーツクラブ設立数	1 団体	1 団体	2 団体	50.0%
はつらつ運動教室参加者数(延)	2,100 人	5,706 人	5,600 人	101.9%
認知症予防セミナー参加者数	120 人	88 人	220 人	40.0%
高齢者学級参加者数	2,310 人	1,615 人	2,400 人	67.3%
楽笑教室参加者数	2,800 人	4,754 人	5,600 人	84.9%
白雲荘利用者数	21,345 人	23,713 人	23,000 人	103.1%
笠原老人福祉センター利用者数	1,996 人	3,143 人	2,100 人	149.7%
災害ボランティア養成講座受講者数	一人	21 人	30 人	70.0%
防災訓練実施回数	2 回	2 💷	2 回	100.0%
刑法犯 [※] 認知件数(数値は1~12月のもの)*	824 件	638 件	741 件	224.1%
悪質商法等に関するちらし回覧・配布部数	11,700 部	7,864 部	15,000 部	52.4%
補導員延べ人数	691 人	822 人	750 人	109.6%
交通安全教室実施幼稚園・保育所(園)数	25 箇所	27 箇所	27 箇所	100.0%
交通安全教室実施学校数	16 校	16 校	16 校	100.0%
交通安全リーダーと語る会実施小学校数	12 校	12 校	12 校	100.0%
地域の美化運動参加者数	35,348 人	29,086 人	39,800 人	73.1%
通学道路步道整備率	57.0%	58.6%	59.3%	98.8%

^{*} 当初値よりも数値を減少させる目標値を設定した指標の目標達成率は、実際に減少した数値を目標としていた減少数値で除して算出しています。

(2) 基本目標 2 地域福祉が活性化するまち ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

社会福祉協議会に登録しているボランティア登録者数は増減を繰り返しながら推移しています。ボランティア団体数は近年、増加傾向で推移しています。 一方で、各団体を構成しているボランティアの高齢化や、役員のなり手不足などの課題も顕在化してきています。

このような中、社会福祉に関わるボランティア活動に参加したいと考える市民の割合は減少しています。しかし、10代の女性の参加意向が突出して高くなっていることから、こうした若い世代の意識に、福祉教育の推進の成果が表れていると言えます。

今後は、引き続き福祉教育の推進に取り組むとともに、こうした若い世代の意欲や講座受講者を具体的な地域福祉活動に結び付けていくボランティアのコーディネート機能を整えることや、団塊の世代*を含む 60 代、70 代の元気な高齢者の参加を得られる工夫が求められます。

また、ボランティア活動への参加の条件に「活動や募集に関する情報がもっと分かりやすく得られること」を求める声もあり、ボランティアに関する情報提供を充実していくことも必要です。

<目標指標の達成状況>

指標	内容	当初値 (平成 22 年度)	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成27年度)
社会福祉に関わるボラン ティア活動に参加したい気 持ちのある人の割合	市民意識調査で、「社会福祉に関わるボランティア活動に参加したい」と回答した 人の割合	23.3%	19.5%	50%



<取り組み指標の状況>

指標	当初値	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 27 年度)	目標達成率
ー 情報機関等への情報提供回数	33 🗓	169 回	40 回	422.5%
│ │ 社協ふくろい・ぼらんてぃあ通信発行回数	6 回	6 回	6 回	100.0%
社協ホームページアクセス件数	4,177 件	4,863 件	5,000 件	97.3%
福祉図書コーナー設置状況	1 箇所	10 箇所	14 箇所	71.4%
地域福祉住民懇談会開催地区数	13 地区	14 地区	13 地区	107.7%
社会福祉大会来場者数	400 人	530 人	500 人	106.0%
├── │ ふれあい広場来場者数	2,500 人	2,500 人	2,700 人	92.6%
福祉チャリティバザー寄付物品数	12,299 点	13,876 点	13,000 点	106.7%
福祉チャリティバザー売上金額	1,425,785 円	1,568,644 円	1,500,000 円	104.6%
├── │ 福祉関連の図書冊数	1, 520 冊	2,338 冊	1,670 冊	140.0%
福祉教育実践校数	18 校	18 校	18 校	100.0%
├── │ 福祉教育連絡会参加者数	18 人	15 人	18 人	83.3%
 小·中·高ふれあい体験事業参加者数	一人	49 人	150 人	32.7%
やさしい心啓発事業応募作品数	一点	80 点	80 点	100.0%
公民館学級生人数	3,755 人	3,577 人	3,800 人	94.1%
│ │介護支援ボランティア登録者数	150 人	256 人	400 人	64.0%
助成ボランティア団体数	15 団体	10 団体	20 団体	50.0%
ボランティアまつり来場者数	200 人	150 人	250 人	60.0%
ボランティア相談件数	120 件	71 件	150 件	47.3%
ボランティア登録者数	1,864 人	1,727 人	2,200 人	78.5%
ボランティアポイント手帳配布者数	一人	247 人	200 人	123.5%
手話・点訳・要約筆記奉仕員養成講座受講者数	20 人	20 人	30 人	66.7%
講演会等来場者数	100 人	120 人	200 人	60.0%
手話講習会受講者数	32 人	29 人	40 人	72.5%
運転ボランティア講習会受講者数	10 人	3 人	10 人	30.0%
ボランティアセンター利用回数	230 回	233 回	300 回	77.7%
はじめてのボランティア講座受講者数	17 人	一人	20 人	平成 25 年度から
地域福祉ボランティア養成講座	一人	17 人	一人	は「はじめてのボ
地域福祉担い手養成講座受講者数	16 人	-人	20 人	ランティア講座」と「地域福祉担い手講座」を統合した。
地域福祉活動推進拠点の整備	84 箇所	85 箇所	104 箇所	81.7%
赤い羽根募金募金額	8,470 千円	8,685 千円	8,700 千円	99.8%
歳末たすけあい募金額	4,349 千円	3,718 千円	4,530 千円	82.1%
社協理事会·評議員会開催回数	理事会 6 回 評議員会 3 回	理事会 6 回 評議員会 3 回	理事会 6 回 評議員会 3 回	100.0%
社協普通会員加入率	72.0%	68.0%	77.0%	88.3%
社協賛助会員数	1,298 件	1,321 件	1,500 件	88.1%
社協福祉基金積立金額	130,300 千円	138,500 千円	140,000 千円	98.9%
社協居宅介護支援事業利用者数	1,425 人	1,660 人	1,560 人	106.4%
社協訪問介護事業所利用者数	916 人	632 人	960 人	65.8%
地域福祉コーディネーター設置箇所数	一箇所	0 箇所	3 箇所	0.0%
小地域福祉活動実施グループ数	77 グループ	112 グループ	120 グループ	93.3%
地域福祉連絡会開催回数	1 🛭	1 💷	3 回	33.3%

(3) 基本目標3 福祉サービスが行き届いたまち ● ● ● ● ● ● ● ● ●

本市の高齢者人口は毎年着実に増加を続けている一方、年少人口も概ね横ばいで推移しています。生産年齢人口が減少し、高齢者を支える中心的な世代である働きざかりの人口が減少しています。このような中で、ひとり暮らし高齢者の世帯や、要介護等認定者の増加傾向がみられ、支援を必要とする人は増加してきています。また、保健・医療・介護・福祉サービスに対する満足度は低下しています。

その背景には、介護や子育て、生活困窮者への支援など福祉ニーズや生活課題が多様化・複雑化していることがうかがえます。こうしたきめ細かな福祉ニーズに対応できるよう、各種関係団体や庁内の連携によるセーフティネット、総合的な相談支援ネットワークの一層の充実が求められます。

また、各種サービスや支援が十分に知られていないことも満足度の低下に関係していることが考えられます。事業やサービスの認知度は全般的に向上してきていますが、引き続きサービスの周知や、支援につなげていく役割を担う民生委員・児童委員や各種相談機関の周知を図っていくことも必要です。

<目標指標の達成状況>

指標	内容	当初値 (平成22年度)	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成27年度)
保健・医療・福祉サービスに対する満足度	施策ニーズ調査で「保健・医療・福祉サービス」について 「満足」と「やや満足」と回答 した人の合計の平均値	48.5%	35.8%	65%



<取り組み指標の状況>

指標	当初値	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 27 年度)	目標達成率 (平成26年度)
家族教室利用者数	40 人	17 人	60 人	28.3%
子育て親育ち講座開催回数	2 回	35 回	4 回	875.0%
各種アンケート調査対象者数	104 人	157 人	150 人	104.7%
高齢者介護講座受講者数	57 人	133 人	100 人	133.0%
長寿憩いの集い参加者数	108 人	113 人	130 人	86.9%
子どもの遊び場遊具の整備助成件数	3 件	3 件	5 件	60.0%
車いす貸出件数	181 件	184 件	200 件	92.0%
善意銀行預託件数	85 件	92 件	100 件	92.0%
福祉団体懇談会開催回数	1 🛭	1 回	1 回	100.0%
児童館利用者数	6,764 人	6,840 人	8,000 人	85.5%
成年後見制度利用支援事業利用者数	0 人	3 人	10 人	30.0%
日常生活自立支援事業	5 人	8 人	10 人	80.0%
移動支援利用人数	349 人	257 人	480 人	53.5%
手話通訳者派遣回数	191 回	208 回	220 回	94.5%
要約筆記者派遣回数	22 回	17 回	25 回	68.0%
外出介護実利用者数	38 人	27 人	47 人	57.4%
ガイドヘルパー派遣回数 *	172 回	一回	215 回	0.0%
介護予防出前講座開催回数	83 回	77 回	121 回	63.6%
おたっしゃ相談会参加者数	258 人	336 人	600 人	56.0%
福祉車両利用人数	292 件	223 件	350 件	63.7%
福祉施設連絡会参加施設数	11 施設	17 施設	13 施設	130.8%
社協役員、民生委員·児童委員 合同研修会参加者数	142 人	158 人	160 人	98.8%
地域住民·事業者·行政の意見交換の場 開催回数	0 🛭	1 🛭	1 🛭	100.0%
社協パンフレット発行部数	1,000 部	1,000 部	1,500 部	66.7%
心配ごと相談件数	24 件	37 件	30 件	123.3%
結婚相談登録者数	208 人	132 人	230 人	57.4%
法律相談件数	60 件	42 件	60 件	70.0%
こころの相談件数	3 件	12 件	10 件	120.0%
福祉総合相談件数	291 件	365 件	300 件	121.7%
相談員研修参加者数	20 人	20 人	25 人	80.0%
市民活動団体数	149 件	250 件	160 件	156.3%
協働まちづくり事業実施件数	13 件	14 件	15 件	93.3%

^{*}国の自立支援事業の一環として統合されたため、平成24年度以降は実施していません。

(4) 重点的に取り組んでいくテーマの評価と課題 • • • • •

ア、見守り体制の整備について

前計画では、高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して生活ができる体制を整えることを目指して、「見守り体制の整備」を重点的に取り組むテーマとしました。

見守りネットワークについては、平成22年度に浅羽北地区6箇所であったものが、平成26年度末現在、市内5地区41箇所となり、自治会や地域福祉推進組織を中心に、地域に住む高齢者や障がい者などの見守り活動を展開し、計画に掲載されている目標値(30箇所)を大きく超える数の箇所で、見守り活動が実施されています。

ふれあい・いきいきサロンについては、目標値(90 箇所)には届かないものの、71 箇所でサロンの活動が行われており、それぞれの活性化に向けた事業も実施されています。

見守り体制整備については、自治会や地域福祉推進組織の活動に加え、4つの地域包括支援センター**も大きな役割を果たしており、今後も社会福祉協議会や市等との連携を図りながら箇所数の増加と活動の充実を進めていく必要があります。

見守り体制の整備は、地域包括ケアシステムの基盤となるものであることから、今後も積極的に推進していきます。

く参考指標>

指標	当初値	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 27 年度)	目標達成率 (平成26年度)
見守りネットワーク実施箇所数	6 箇所	41 箇所	30 箇所	136.7%
ふれあい・いきいきサロン設置箇所数	71 箇所	71 箇所	90 箇所	78.9%
サロン交流会参加者数	169 人	112 人	210 人	53.3%

イ. 要配慮者への支援について

前計画では、高齢者や障がいのある方など様々な支援を必要とする要配慮者に必要な支援を行うことを目指して、「要配慮者への支援」を重点的に取り組むテーマとしました。

災害時における要支援者の避難支援のため、各機関の協働のもと「避難行動要支援者*計画(個別計画)」の作成についての呼びかけを行いました。その結果、モデル地区指定が始まった平成21年度末には5地区23件であったものが、平成26年度末現在で対象者1,238人のうち作成に同意されている540件の個別計画が策定されています。

この個別計画の作成については、避難行動要支援者本人と地域住民の理解をより深めること、実効性を高めていくことなどが、今後の課題となっています。

また、要配慮者の支援については、社会全体の高齢化や障がい者の地域移行 の流れなどにより災害時以外のニーズの増大が予想されることから、本計画に おいても重点的に取り組んでいくテーマとします。

「要配慮者」…高齢者や障がいのある方など災害時などに様々な配慮を必要とする人。前計画では「要援護者」と表記していました。

「避難行動要支援者」…上記の要配慮者のうち、在宅の方で、自ら避難することが困難であり、避難にあたっては他の人の支援を必要とする人。

く参考指標>

指標	当初値	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 27 年度)	目標達成率 (平成26年度)
メール配信緊急通報システム実施箇所	15 箇所	17 箇所	17 箇所	100.0%
防災訓練実施回数	2 回	2 🛭	2 🛭	100.0%
災害ボランティア養成講座受講者数	一人	21 人	30 人	70.0%

ウ. 地域福祉コーディネーターの設置について

身近な地域の問題に対して幅広い相談を受け付け、専門機関につなげられる地域福祉コーディネーターの育成を目指して、平成 23 年度から「小地域活動学習講座」を基礎編、実践編と段階的に開催し、平成 26 年度までに延べ 115 名の方に受講いただきました。

一方、福祉ニーズの多様化や福祉サービスの複雑化、さらに急速な高齢化に伴い、地域福祉コーディネーターに求められる役割が各種講座の内容を超えるものとなってきたことから、これに対応できる地域福祉コーディネーターの設置には至りませんでした。

しかしながら、地域福祉の推進には、地域の実情に通じた人材が大変重要であるため、今後も、地域住民からの相談にも応じることができる人材の育成を進めるとともに、「生活支援コーディネーター*」との連携を進めます。

<参考指標>

指標	当初値	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 27 年度)	目標達成率 (平成26年度)	
はじめてのボランティア講座受講者数	17 人	一人	20 人	平成 25 年度からは	
地域福祉担い手養成講座受講者数	16 人	一人	20 人	「はじめてのボラン ティア講座」と「地域 福祉担い手講座」	
地域福祉ボランティア養成講座	一人	17 人	一人	を統合した。	
地域福祉コーディネーター設置箇所数	一箇所	0 箇所	3 箇所	0.0%	
小地域福祉活動学習講座受講者数	一人	28 人	30 人	93.3%	

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

ふれあい・支え合い みんなで創ろう 福祉の輪 ~支え合い 助け合おう 8万7千 一つの家族~

少子化・高齢化や核家族化を背景に、家族間による支え合いの機能が低下し、 地域内の住民相互の交流や連携が薄れてきています。また、近年、社会経済環境の変化に伴い、失業、病気、家族の介護などをきっかけに生活困窮に至るリスクの高い人々や高齢者の生活保護受給者が増大しています。こうした動向を受けて、生活保護法の一部が改正されるとともに生活困窮者自立支援法が成立するなど、生活に困窮している方の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築の必要性が高まっています。

これまで、本市では、地域のふれあい・支え合いを強め、福祉の輪をみんなで創ることを目指して第1次袋井市地域福祉計画・第1次袋井市地域福祉活動計画、袋井市地域福祉推進計画(第2次袋井市地域福祉計画・第2次袋井市地域福祉活動計画)を推進してきました。

しかし、全国的な社会の潮流にもみられるように、生活課題の複雑化・多様化により、既存の各種福祉サービスによる支援だけでは十分に対応しきれない福祉ニーズが増加していくことが予想されます。こうした複雑化・多様化している課題の解決には、「自助・互助・共助・公助」による複層的な取り組みを行っていくことが重要となります。

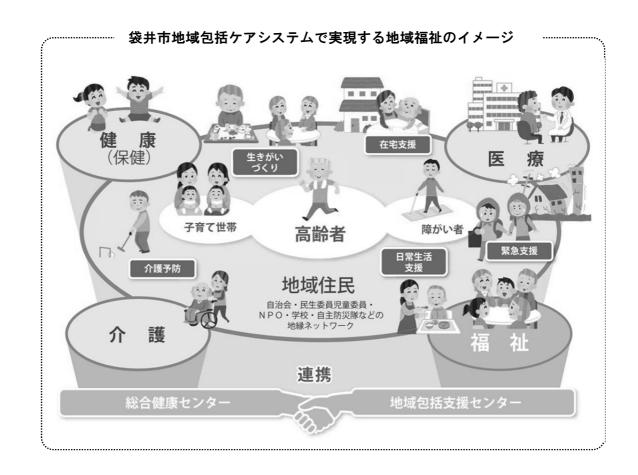
そのためには、地域住民はもとより、地域の様々な団体や組織、そして行政が手を取り合って取り組んでいくことが不可欠です。住民、地域団体・組織、 行政のすべてが主役となって進めていくことで地域福祉がつくられます。

本計画においても、これまでの計画で掲げられてきた地域福祉のあり方である「ふれあい・支え合い みんなで創ろう 福祉の輪」を基本理念として継承しつつ、新たにサブテーマ「支え合い 助け合おう 8万7千 一つの家族」を設定し、地域住民一人ひとりが自立しつつ、誰もが互いにふれあい、支え合い、地域や人の福祉力を発揮するコミュニティ社会の実現を目指します。

こうした基本理念を具体化していくため、本計画では地域包括ケアシステム の考え方に基づいた各種の取り組みを進めてまいります。

地域包括ケアシステムとは、「誰もが、できる限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の保健・医療・介護・福祉などが連携して、必要とされるサービスが一体となって切れ目なく提供される仕組み」です。

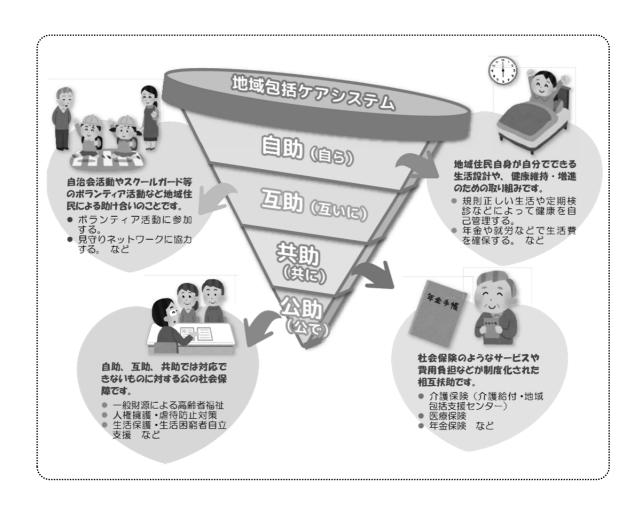
本市では、そうした地域包括ケアシステムの拠点として、旧袋井市民病院の建物を利用し袋井市総合健康センター*を整備しました。総合健康センターでは、総合相談窓口を設置し、相談内容に応じて保健・医療・介護・福祉の各観点から必要な手立てを検討するとともに、聖隷袋井市民病院をはじめとする医療機関や、地域に密着した相談・支援機関である地域包括支援センター(市内4カ所)と緊密に連携し、相談者の状況に最適なオーダーメイドの支援の提供を目指しています。



今後、社会全体のさらなる高齢化が予測される中、多様化する要配慮者支援のニーズにも対応し、いくつになっても住み慣れた地域で暮らし続けていくための地域ぐるみの体制づくりが必要となっています。また、様々な背景から増大する生活困窮世帯を社会全体として温かく支援していくことも重要となります。本計画はこうした認識に基づき、みんなが主役の地域福祉づくりを進めることを目指しています。

また、地域包括ケアシステムによる地域福祉を実現し、本計画の基本理念でもある「ふれあい・支え合い みんなで創ろう 福祉の輪」を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域の協力や一人ひとりの取り組みが欠かせないものです。

みんなで「自助」「互助」「共助」「公助」の4つの役割を分担して、地域 福祉の推進を図っていくことを目指します。



2 基本目標

(1) みんながふれあい・支え合うまち ● ● ●

都市への人口集中、核家族化、少子化・高齢化といった現象は、地域社会のあり方をも変化させてきました。地域における人々の関係も希薄化し、特に働き盛りの世代では、仕事に追われ地域に目を向けられないといった姿もみられます。地域福祉を推進するため、世代を問わず地域の人々が交流を密にして、お互い顔が見える関係を築けるよう、地域の交流を推進します。

また、地域でいきいきと暮らすためには、すべての人が健康で生きがいを持つことが重要であることから、健康づくり、生きがいづくりの施策を進めます。

さらに、地域で暮らすには、生活環境が安心できるものであることが不可欠です。防災・防犯のための施策、また、誰もが安心して利用できるユニバーサルデザイン*を推進します。

(2) 地域福祉が活性化するまち ● ● ● ●

生活様式や価値観が多様化したことで人々のニーズも複雑多岐にわたっています。その状況で地域福祉を進めるためには、市民全員の意識について、障がいの有無、年齢、性別にこだわらずに助け合う「心のバリアフリー*」を進め、地域福祉の意識を醸成していくことが必要です。

また、多様なニーズに対応するには、地域福祉の担い手を育成することが不可欠です。効果的な地域福祉の推進のため、地域福祉を担う団体を育成し、市民の積極的な地域福祉への参加を促進するとともに、活動団体・ボランティア団体が活躍するための支援や環境整備などを推進します。

(3) 福祉サービスが行き届いたまち ● ● ● ●

地域住民の自助、互助で解決しきれない福祉ニーズに対しては、適切な時期 に適切な福祉サービスを利用できる環境を整備しておく必要があります。

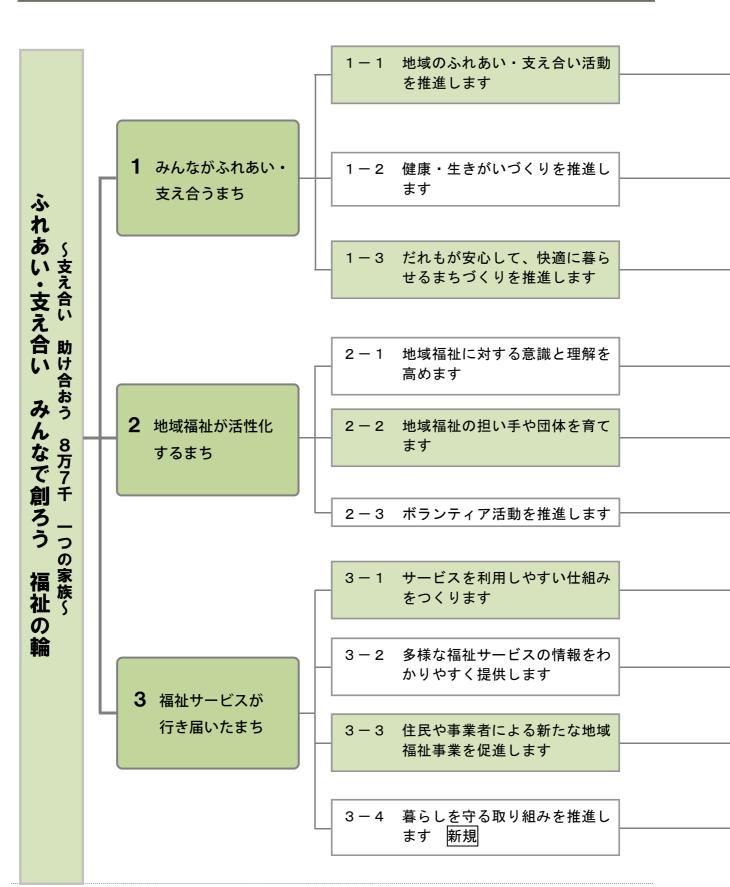
このため、市や社会福祉協議会が市民のニーズを把握し、必要な方に必要なサービスが行き渡るよう、ニーズの把握や情報提供に努めることが必要です。

また、地域福祉を効率的に推進するためには、地域の活動団体や民間事業者 との連携を深め、新しいサービスをつくり上げることも必要です。

さらに、社会全体の高齢化などを要因として複雑化・多様化した生活課題を 抱え、生活に困窮している方が増えていくことが予想されます。生活に困窮し ている方が自立して生活を営めるような施策を積極的に講じます。

3 計画の体系

基本理念 基本目標 基本方針



在	54	~]]	<u> 만</u> 2	杈											
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	

(1)	あいさつ・	声かけ	運動の	推進・															Ρ.	43	
(2)	見守りネッ	ノトワー	クづく	りの推	進•														Р.	44	
	ふれあい・																				
	地域におけ																				
	地域のつな																				
	郷土愛を育																				
(7)	共生社会0	ながり、	ито		• •		=												Р	4 0	
(/)	XTITE V	/ μΕ <u>-</u>Σ																	٠.	70	
(1)	地域におけ	ける健康	づくり	活動の	推進														Ρ.	51	
(2)	地域におけ	ける高齢	者・障:	がい者	の生	きがし	ハづ	<	りの	推注	進 •								P.	53	
																			_		
	子どもの多																				
	高齢者の多																				
(3)	障がい者の)安心安	全を守	る活動	の推:	進•	• •	٠		•		٠		•	•	•		٠	P.	58	
(4)	災害時にお	さける要	配慮者	対策の	充実			٠		•		٠		•	•	•		٠	P.	59	
(5)	災害時にお	ナルデザ	インの	推進・		• •		•		•		٠		•	٠	•		٠	P.	60	
																			_		
(1)	地域福祉0	D意識を	高める	啓発運	動の	充実	• •	•	٠.	•		•		•	•	•		٠	Р.	63	
(2)	子どもの裕	區祉教育	の充実		٠.		• •	•	٠.	•		•		•	•	•		٠	Р.	64	
(3)	福祉に関す	トる生涯	学習の	充実・	٠.	• •	• •	٠		•		•		•	•	•		٠	Р.	65	
(1)	ᄴᇸᇩᆉ	チ動の切	ハチ・	ヨはの	李战							_		_		_		_	D	67	
(1)	地域福祉活 地域福祉推	当到贝妲	の子!	当体の	月八				: :	-		-		_	-	_		-	Г. D	60	
(2)	地以価値が	主连祖秘	0万万1王	IC			•	_		•		•		•	•	•			Γ.	00	
(1)	ボランティ	アの育	成																Р.	71	
(2)	ボランティボランティ	ア活動	の促進																Ρ.	72	
(3)	ボランティ	ィアネッ	トワー	クの推	准	新規													Р.	74	
(0)	71.727		' ') () IE	~= L	471796														<u> </u>	
(1)	きめ細やか	いなニー	ズの把	握・・						•				•				٠	P.	77	
(2)	ニーズに的	内確に応	える福	祉サー	ビス	の提供	Ļ •							-					P.	78	
(3)	関係機関·	団体と	の連携	強化•															P.	79	
	40 = W																		_	0.1	
(1)	相談窓口の	ノ允夫・			٠.		• •	•	٠.	•		•		•	•	•	• •	•	۲.	٥ı	
(2)	情報提供0)充実・			• •		•	•	٠.	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	۲.	82	
(1)	民間事業者	1. 市民	活動団	体など	ው ₩.	域福祉	ルヘ	ው ፣	参加	旧伊子	隹•								Р	85	
	地域住民																				

(1) 多角的な生活相談の実施 新規・・・・・・・・・・・・・・ <u>・・</u>・・・・・・・P. 89

(3) 社会福祉施設の整備支援 新規・・・・・・

(2) 生活困窮世帯の自立支援方策の広報、情報提供の充実 新規・・・・・・・P.90 (3) 生活困窮世帯の自立支援のための各種事業の充実 新規・・・・・・・P.91

4 重点的に取り組んでいくテーマ

地域福祉を取り巻く状況の変化や、地域福祉懇談会での意見などを踏まえ、 社会構造や家族環境の変化への対応を進めていくため、以下の3点を本計画に おいて重点的に取り組んでいくテーマとして位置付けます。

(1) 地域包括ケアシステムの実現と推進 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

団塊の世代が75歳以上となる2025年以降、医療や介護のニーズがこれまで以上に増加していくことが予測されます。こうした社会環境の大きな変化に、地域として備えていくために「保健・医療・介護・福祉」を連携させ、高齢者一人ひとりが地域の中で安心して生活するために必要とするサービスを提供していく仕組みが地域包括ケアシステムです。こうしたシステムの実現には、個人や地域の取り組みによる「自助・互助」の機能が欠かせないものとなっています。

総合健康センターを拠点に、地域の皆さん、福祉関係組織、地域包括支援センター等と連携し、このシステムを地域に組み込んでいくことを目指します。

【関連する基本施策】

- 1-1-(2)見守りネットワークづくりの推進
- 1-1-(4) 地域における支え合いの仕組みづくり
- 1-2-(1)地域における健康づくり活動の推進
- 1-3-(2) 高齢者の安心安全を守る活動の推進
- 3-1-(1)きめ細やかなニーズの把握
- 3-1-(2)ニーズに的確に応える福祉サービスの提供
- 3-2-(1)相談窓口の充実
- 3-4-(1)多角的な生活相談の実施

これまでの計画でも要配慮者への支援を重点的に取り組んでいくテーマとしており、特に災害時の支援体制の確立を進めてきています。今後、障がい者の地域移行(障がい者が、住まいを自ら選び、安心して自分らしく暮らすこと)、社会の高齢化などに伴ってさらに必要となる要配慮者支援の多様化について、地域全体として支援していけるよう取り組みを充実していきます。

「要配慮者」…高齢者や障がいのある方など災害時などに様々な配慮を必要とする人。前計画では、「要援護者」と表記していました。

【関連する基本施策】

- 1-1-(2)見守りネットワークづくりの推進
- 1-3-(2)高齢者の安心安全を守る活動の推進
- 1-3-(3)障がい者の安心安全を守る活動の推進
- 1-3-(4)災害時における要配慮者対策の充実

(3) 生活困窮者自立支援方策の推進 ● ● ● ●

健康、障がい、仕事、家族関係など多様で複合的な課題により、生活に困窮する世帯の増大が社会的な問題となっています。また、子どもの貧困や、貧困の連鎖などの課題も指摘されています。加えて、社会全体の高齢化、核家族化、単身世帯化の結果として、生活困窮に陥る高齢者世帯が増加してきています。

このような課題に対応するため、生活困窮者自立支援法が平成27年から施行されています。こうした新しい枠組みに基づいた生活困窮者自立支援方策の推進を図ります。

【関連する基本施策】

- 3-4-(1)多角的な生活相談の実施
- 3-4-(2) 生活困窮世帯の自立支援方策の広報、情報提供の充実
- 3-4-(3)生活困窮世帯の自立支援のための各種事業の充実